

令和7年6月定例会 一般質問 眞鍋亜樹議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。(各議員からの「質問」(問)に該当する部分を黄色マーキングしております。

「発達障害とグレーゾーン支援の現状と課題について」

○眞鍋亜樹 議長のお許しを得ましたので、無所属眞鍋亜樹の一般質問を始めます。

ここに至るまで、様々な市民の方の声をお寄せいただきました。声をお寄せくださった市民の皆様、そして調査にご協力いただきました各関係者の皆様に心より感謝を申し上げ、今回も魂を込めて質問させていただきます。よろしくお願いします。

では、早速質問に入らせていただきます。

大項目1、発達障害とグレーゾーン支援の現状と課題について。

近年、発達障害への社会的な関心が高まる一方で、香芝市においても発達に不安のある子供たちへの相談や療育支援において様々な課題が顕在化しています。特に、私も保育士ではありますが、保育現場での肌感覚としてグレーゾーンの子供たちの急増が指摘されており、これに伴う保護者の不安の増幅、また安易な発達障害というレッテル貼りへの懸念が広がっています。また、診断名が子供自身よりも先行し、適切な対応を阻害する危険性や精神医療による早期診断、早期投薬への過度な依存、さらには診断がなければ支援が受けられないという構造が本来支援の要らない子まで診断枠に押し込め、子供たちの健全な成長を阻害する可能性も指摘されています。子供たちにとって本当に必要な支援が診断の有無にかかわらず適正に届くこと、そして大人たちの安心と引き換えに子供たちが犠牲とならないよう、香芝市の発達支援の理念と具体的な実践について質問を進めていきたいと思います。

それでは、まず最初の質問をいたします。

本市では発達障害をどのように定義し、支援対象としているのでしょうか。診断名にとらわれず、個々の特性に応じた支援の必要性を重視する傾向があるのでしょうか。まずは、定義についてお聞きいたします。

壇上からの質問を終わります。

○健康福祉部長 発達障害者支援法におきまして、発達障害は、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと定義されております。

以上です。

○眞鍋亜樹 定義の中では症状となっています。病名でもないというところは押さえておきたいと思います。症状はいかようにも変容していくこと、また違う原因があっても同じ症状が出るというところは押さえておいていただきたいと思います。

また、香芝市において、現在本市には発達に不安のある子供に関する相談窓口としてどの

ような機関が設置されているのでしょうか。それぞれの役割と連携体制について教えてください。

○健康福祉部長 保護者が子供の日々の育児におきまして子供の発達が気になる場合は、子ども家庭部における育児相談や健診を通して相談できる場がございます。また、保育所等の集団生活において子供の発達が気になる場合は、保育士等に相談することができます。相談後、子供の発達のバランス等を具体的に確認する必要がある、保護者が希望すれば、心の健康相談室におきまして、臨床心理士または公認心理師による発達相談を実施することとなります。

以上でございます。

○眞鍋亜樹 保育士等の相談の後に心の健康相談室、希望があればということでございます。心の健康相談室については、保護者は最初にどこに相談すればいいのか、そこが分かりやすい案内ができていのかは気になりますが、その案内は保育士の相談等であったり、また妊娠期の相談でもお伝えいただいているかと思います。ぜひ丁寧にご案内いただきたいと思います。

また、心の健康相談室においては受診を勧めていらっしゃるのでしょうか。心の健康相談室において、発達の不安を抱える子供に対して医療機関への受診推奨を行う際の具体的な判断基準としては何が挙げられるのでしょうか。

○健康福祉部長 心の健康相談室では、子供の発達検査を通じ、保護者と相談を定期的に行っております。相談経過の中で、子供の年齢や発達の伸び、保護者の困り事を踏まえまして、医療機関への受診を勧める場合がございます。

以上です。

○眞鍋亜樹 困り事を踏まえて受診を勧める場合もあるということで、全てではないというふうに理解いたしました。

また、児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用を受けるまでの具体的な流れについて伺います。

通所受給者証を申請する際に行われるアセスメントではどのような内容が評価され、それがサービスの利用決定にどのように反映されているのでしょうか。

○健康福祉部長 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、医師の診断書または発達検査の報告書等において療育の必要性が認められる場合に、社会福祉課で保護者と面談を行い、本人の心身の状況や置かれている環境について評価、判断した上で支給決定を行っております。

以上です。

○眞鍋亜樹 医師の診断書、また発達検査の報告書等において療育の必要性が認められる場合ということであります。本市では、児童発達支援、また放課後等デイサービスの利用に際し、必ずしも医師の診断書を必須としないということによいでしょうか。はい。

医師の診断書の代わりに、市の専門職による見立てを重視するということで、どのような

柔軟な支援が可能になるとお考えでしょうか。また、療育を受けるための手続において医師の診断書を必須としていない理由も併せてお答えください。

○健康福祉部長 療育は、幼少期から専門的な支援を行うことで、その後の生活や社会参加を支援するものであり、早期療育は非常に重要とされております。しかしながら、発達相談を受けた保護者の中には、医師の診断を受けることへの受容はできないものの、育てにくさや困り事を抱え、支援を必要としている方も多くおられます。そのため、臨床心理士または公認心理師による発達検査による見立ての報告書でも障害福祉サービスを申請できるようにしたものでございます。

以上でございます。

○眞鍋亜樹 保護者の方の受け止めができない人に対しても、子供にとって必要であると判断した場合は支援が受けられるようになっている体制かなと思います。

それでは、本市における児童発達支援そして放課後等デイサービスの受給者数に関しまして、5年前と比べてどのように推移しているでしょうか。

○健康福祉部長 児童発達支援及び放課後等デイサービスの支給決定者は令和7年4月1日時点で724人となっており、令和2年4月1日時点、5年前と比較いたしまして268人増加している状況でございます。

以上です。

○眞鍋亜樹 5年前に比べて268人増えている、全体で724人というところで、すごく異常に増えているというふうに感じます。また、こちらの障害児福祉計画、こちらのほうにも通所支援などにつきまして実績値、また見込み値が出ています。この中では、令和3年から令和8年度に向けて、児童発達支援については1.28倍、放課後等デイサービスにおきましては2,920から5,060と、1.73倍と、この先もどんどん増えていくだろうという見込みを市が持たれているということが計画からも分かります。

受給者数の増加に対しまして、市はどのような見解を持っているでしょうか。これは支援ニーズの顕在化として肯定的に捉えているのか、それとも制度運用の負担増として、課題として認識しているでしょうか。

○健康福祉部長 本市では、発達検査の報告書で療育の必要性が認められる場合にも支給要件としていること、児童発達支援を前述の支給要件によりまして支給決定した児童が引き続き放課後等デイサービスを利用することとなることなどから、受給者は増えている状況でございます。しかしながら、保護者にとって医師の診断を受けることや障害者手帳の申請をする場合と比べまして、早期療育を受けられることによりまして、脳の発達が活発で、症状が固定化する前に支援を受けることができ、また保護者が本人との関わりを早期に理解できることから、効果的であるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○眞鍋亜樹 その今もご答弁くださった早期に発見、早期療育というところで、もちろんそのメリットもすごく大きいんだと思います。でも、今回の質問の観点につきましては、早

期発見、早期療育という部分に関しまして、そのままどんどん進めていっていいのかというところに警鐘を鳴らしたいというところを視点にして質問させていただいています。というのは、診断の多様化、また市の見立てによる柔軟な支援判断が進む中で、もちろん柔軟性があるのはすごくいいことなんですけれども、もしかしてそれが少し先で誤った診断になっているのかもしれないというところも含めまして、過剰診断、また誤診のリスクについて市はどのように認識されているのか。また、これらのリスクに対し、市としてどのような対応方針、また検証の仕組みがもしありましたら、併せてお願いします。

○健康福祉部長 診断を受けることへ抵抗がある保護者に対しまして無理に勧めることはしておりません。しかしながら、診断結果に基づきまして、集団生活等で合理的配慮が受けられることで、ご本人がよりよい生活を送ることができると判断する場合は、診断を受けるメリットにつきまして説明しているところでございます。

以上です。

○眞鍋亜樹 もちろん、無理に勧めることはしていないということですが、こちら側から無理には勧めてないつもりでも、相手がどう受け止めるかっていうのは、その見極めは本当に難しいと思います。

今回、発達障害と呼ばれるもの、またグレーゾーンと、明確な診断がないグレーゾーンの子供たちへの支援ってというのは今後の重要な課題としてあるかと思っております。支援対象の拡大、また限られたリソースの中で、本当に必要な子供たちに支援を届けるバランスについて市の考え方を確認いたします。発達障害のグレーゾーンとされる子供たち、児童発達支援及び放課後等デイサービスを提供することについてどのようなお考えでしょうか。

○健康福祉部長 学校生活や社会生活において、コミュニケーションや対人関係、集団生活に入りにくいといった課題を感じることに對して、早期の支援は重要であり、適切なサービスを提供することが求められていると考えております。今後も、子供のサポートや家族への支援について、継続して対応を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○眞鍋亜樹 これまで質問してきた中で、もちろんもう本当に保護者の皆様、子供たちに寄り添ったご対応されているということは重々伝わってまいります。質問の中で、市が提示している発達障害支援、また特別支援教育に関する基本的な姿勢や取組につきましては、支援法、特に2016年に改正されまして強化されました。早期発見、早期支援の推進、また早期からの切れ目のない支援、多機関連携、個別ニーズに応じた支援といった趣旨と完全に一致しておりまして、国の方向性に沿って進められていることは確認できました。ただし、国の方向性と一致しているからといって、個別の課題、また地域の独自の課題というものが自動的に解決されるわけでもありません。国の方針を踏まえつつ、地域の実情に合わせて具体的な施策を展開し、質と量の両面で支援を充実させていただきたい。それが各自自治体に問われる課題かと思しますので、引き続き心を寄せる支援というものをお願いしたいかと思います。

また、最後に、今健康福祉部のほうに精神医療の観点からいろいろと専門的なことをお聞

きしてきました。しかしながら、小さな子供たちの日常的に親子と触れ合っているというのは、やはり子ども家庭部の場面がすごく多いかと思います。

そこで、子ども家庭部のほうにも質問させていただきます。

発達障害のグレーゾーンとされる子供への福祉サービス提供が拡大する中、限られた人材、財源の中で、本当に支援が必要な子供へのリソース確保が難しくなっている懸念に対しまして、子ども家庭部の視点から、市としてどのような運用、検証を行っているかについてお聞きいたします。

○子ども家庭部長 お答えいたします。

子ども家庭部では、バンビルーム、つどいの広場、乳幼児健診、保育所等の集団生活の場などを通じまして、子育てに関する相談を受けております。保護者の不安や困り事の中には子供の発達に関する相談もございますが、グレーゾーンとされる子供に関しては、安易に受診を勧めるといった対応ではなく、丁寧な保護者に寄り添いながら、不安を軽減できるような対応を心がけております。今後も、子供のサポートや家族への支援については、必要に応じて社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門職や療育機関等の関係機関と連携しながら、寄り添った対応をしてまいります。

以上でございます。

○眞鍋亜樹 今、ご答弁の中にもありました安易に受診を勧めるというような姿勢はなくというところで、意識はしていただけてるかなと思います。ただ、今の日本社会の中で見てみますと、発達障害という言葉がすごく安易に使われている。大人の発達障害とかいろんな言葉もありますけれども、ちょっと人と違うことをしたら発達障害じゃないかっていうような目線も昔より大分増えてきたと思うんです。それは社会の受容性からいって、いい面もある、温かい目で見ると、その人の特性に合った対応をするという意味では、とても温かいものであるし、多様性を受け止める社会の構築にもつながっていくと思うんですけれども、一方でレッテル貼り、また偏った物の見方っていうものが広がらないように、ぎゅっと、子供たちが小さいうちに、そこはちゃんと蛇口を閉めるところは閉めて、適正な、今寄り添っていただけるような支援っていうものを引き続きやっていただきたいと思います。

それから、今ご答弁にもありました今年度から始まったバンビルーム、順調にスタートするなどして、子育て支援における相談体制の形というものが香芝市において着実に整備されているということを認識しております。しかしながら、先ほども申し上げましたが、真に保護者や子供たちのニーズに応えていく、そして不安を解消し、適切な支援につなげるためには、相談窓口という形だけではなく、実際に相談に応じる職員の皆様の中身、すなわち専門性、資質が極めて重要であると考えます。香芝市においては、育児コーディネーターさんも大分蓄積されてきて、皆様からの信頼もお寄せいただけてる頃かなと思いますけれども、今後ともどうか研さんを積まれて、心に寄り添っていただけるようお願いいたします。

これにて第1項目の質問を終えます。

「特別支援教育・通級指導教室の整備と支援について」

○眞鍋亜樹 続きまして、第2項目、特別支援教育、通級指導教室の整備と支援についてご質問いたします。

こちらにつきましては、令和4年12月の一般質問におきまして、通級指導教室の利用が年々増加していること、また特に文部科学省の方針変更に伴い、多くの児童・生徒が通級指導への移行を検討する中で、当時、当時というのは令和4年12月の当時です、香芝市内の小学校には通級指導教室が1校しかなく、他校通級となる児童・生徒、保護者への送迎負担が大きな課題として認識されていました。議事録を確認すると、市として速やかに、10年かからないように、次年度にも増設を検討という意欲が示されておりましたが、保護者送迎負担についても課題であるということの認識を示すご答弁がありながら、それから2年半経過した現在も保護者の送迎負担に対する具体的なフォロー体制が構築されていないとの声を伺っております。教育の機会保障の観点から喫緊の課題であると認識しておりますので、この質問をしたいと思います。

令和4年12月の時点において、次年度より通級指導教室の増設をしていくというご答弁がありました。それから2年半が経過した現在、香芝市内の小・中学校において通級指導教室は具体的に何校増設されたのでしょうか。全体の設置状況をお聞きいたします。

○教育部長 通級指導教室を開設している小学校は、下田小学校、真美ヶ丘東小学校、旭ヶ丘小学校でございます。中学校でございますが、香芝中学校、香芝東中学校、香芝北中学校の計6校でございます。

○眞鍋亜樹 小学校3校、中学校も3校というところで、中学校は前年度まで巡回等の支援であったので、随分進んできたなという印象は受けますが、まだ全校通級には至っていない。

通級指導が必要な児童・生徒の推移についてお聞きいたします。

○教育部長 推移でございますが、通級指導教室で学ぶ児童・生徒の割合でございます。小学校では令和元年度の1.1%から令和7年度2.0%、中学校につきましては令和元年度0.3%から令和7年度1.8%と、小・中学校ともに増加している状況でございます。

以上です。

○眞鍋亜樹 小学校で1.1から2.0、中学校で0.3から1.8%、パーセンテージでお答えいただきましたが、小学校のほうで約2倍、中学校は約6倍というところで、随分と必要性、ニーズが増えているという状況も分かります。そして、この流れですね。どんどん増えていったら、そのうち対応できなくなるんじゃないかということも見えてまいります。

通級指導が必要な児童・生徒が増加している要因についてはどのように分析されているのでしょうか。

○教育部長 増加要因の分析でございますが、通級指導を受ける児童・生徒の増加の要因としましては、発達障害への理解が進み、診断される子供が増加したこと、保護者が個別の事

情に応じてきめ細やかな対応を求めるようになったことなどが考えられます。

また、通級指導教室は、令和4年度以前は小・中学校それぞれ1校のみであったものですが、令和5年度より順次増やしていることから、対応可能人数が増加していることも要因の一つと考えられます。

以上です。

○眞鍋亜樹 対応できる学校が増えてきた分の増加ももちろん考えられると思います。先ほどの第1項目での小さなときの発達障害に係る課題も含めまして、小学校のことも考えていただきたくて、今日こういう順番で質問もさせていただきますので、その認識も持ち合わせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それから、通級の対応可能人数が増加しているということで、それだけ求められている、特別支援教室だと、もう取り出しが半分の時間、15時間が必要となってくるけれども、そこまでの必要もない子供たちに関しては、通級のほうで必要な分を必要なところだけ支援を受けるという形で進められているのが通級学級、通級指導教室となります。

令和4年12月の教育部長の答弁に、10年かからないように進められたらと考えているとご答弁がございました。現在は小学校が3校、中学校も3校でございます。通級指導教室の全校設置に向けて、具体的なロードマップ、計画、数値目標等は策定されているのでしょうか。策定されているのであれば、その内容を教えてください。

○教育部長 将来的には全校で自校通級が可能になるよう進めていく予定でございますが、まずは各校の通級指導教室に通う児童・生徒数、教員の配置状況、各校の立地条件及び教室の状況等を鑑みて、順次開設してまいります。また、通級指導に関する技能を持った教員の育成も並行して行う必要があるため、状況を注視して整備計画を今後立てていく予定でございます。

以上です。

○眞鍋亜樹 最後、状況を注視して計画を立てていきますということなので、現時点では全体図としての計画はないという理解でいいですかね。はい。もちろん、一斉に整備するっていうことの弊害もあると思います。今おっしゃられたように、教員の育成っていうのはすごく重要な部分で、何でもいいから形だけあったらいいという類いのものでもないと思っています。ただ、当時、2年半前のご答弁、10年かからないようにという見通しのご答弁の中であった中で、現時点において、これから計画を立てていきますって、2年半と全く同じ答弁をいただいても、一体何を信じていったらいいのかということもあります。もちろん、子供たちの状況も流動的でありますので、一概には言えないところがありますけれども、この方向性で行くんだっていうところをしっかりと計画立てて皆様にも示しながら、そこにもし変更が必要な場合があったら変更するというものであってもよいのかなと思っていますので、ぜひそこも受け止めていただきたいと思います。

それから、交通支援について伺います。

2年半前のときも聞いたときに、交通支援、送迎の必要性について課題を認識されている

というご答弁がありました。自校通級ができる学校はいいのですけれども、そうでないと他校への通級が必要となってくる。保護者にとっては送迎が難しく、そこがネックとなって通級利用の選択肢ができないということが問題になっているということがあります。以前お聞きした際には、自校だと20名ほど選択している、他校だと送迎のこともあって2人か3人というところで、約10倍ぐらい、環境整備に対して10倍ぐらいの利用者の差があるということもお聞きいたしました。送迎のハードルが利用の大きな障壁となっている点もお伝えしました。そうすると、保護者にとっては、送迎ができない場合、通級への選択肢はなく、ゼロか100かの選択肢がなくて、国が示す15時間が本来必要ない児童・生徒も選ばざるを得ない状況は続いてまいります。

そこで、お聞きしたいのは、2年半前、令和4年12月、議事録では、保護者送迎負担が課題であるという認識がございました。この2年半の間で具体的な交通支援策は何か導入されているのでしょうか。導入されているのであれば、その内容と利用状況を教えてください。

○教育部長　ご答弁申し上げます。

今、議員おっしゃられた新たな制度っていうのはまだ確立はされておりませんが、送迎に伴う交通費としましては特別支援教育就学奨励費がございまして、支給要件としましては、前年度の世帯収入にもよりますが、実費の全額または2分の1が補助されるという制度がございまして。

以上です。

○眞鍋亜樹　交通費の補助制度、2分の1が補助される制度っていう特別支援教育就学奨励費について、以前もお聞きしました。2年半もあった制度かと思います。当時、交通費が支給される、この奨励費の申請数が少ないことが課題として挙げられておりました。ご答弁の中に、今後も周知のほう努めてまいりたいという言葉もございました。この2年半でその周知はどのように強化されてきたのかなと思います。また、問題を解消しようとしたのかっていうところに、そのご姿勢のほうに僭越ながら疑問を持ってしまう。利用率が依然としても低い場合、周知方法の改善というものに加えて、申請手続の簡素化、また保護者の経済的負担以外の利用障壁、時間や心理的不安などへの配慮についてもしっかりとご検討いただきたいです。こちらは通告していないので、ご検討をお願いしたいということで終わりたいと思います。

それから、2年半前、ファミリー・サポート・センター、またデマンド交通の活用及び奨励費の費用バックアップという具体的な送迎モデルを提案いたしました。教育長からは、保護者の思いを十分聞く、そして個々の子供に最も適した適切な教育ができるよう、学校や関係機関としっかりと検討を重ねて、適切な対応してまいりたいとのご答弁がございました。本当に、この言葉どおりに進めていただければと応援しておりますし、期待もしております。しかしながら、その理念はともしっかりされているけれども、行動っていうところが見えてこない。実際に送迎の課題についても、そのまま2年半が経過して、保護者の送迎負担への不安が全く解消されていないという現状があります。そこはやはりもっと真摯に受け止

めていただきたいと思います。困ってるんです。本当に真摯に受け止めていただきたいと思いますということもお伝えさせていただきます。

では、今、ファミリー・サポートを送迎に利用できないかということで申し上げましたが、自家用車を利用しての送迎等もできると認識していますが、子ども家庭部のほう、ファミリー・サポートの利用状況、利用要件についてお聞かせください。

○子ども家庭部長 ファミリー・サポート・センターは育児支援の相互活動を行う会員組織で、援助できる内容といたしまして、保育施設等までの送迎がございます。通級指導教室への送迎にも利用することは可能となっております。また、ファミリー・サポート事業といたしまして、令和6年度よりサポート会員の自家用車を使用しての送迎も可能となっているものでございます。

以上でございます。

○眞鍋亜樹 ここが一番の進捗だったかなと思うんです。令和4年12月、2年半前には、通級指導教室の送迎において、ファミサポの利用、公共交通機関をご利用いただく場合は可能というご答弁でした。そして、今では自家用車、もちろん安全面という配慮は必要でございますけれども、自家用車での送迎も可能であるというところに一步前進されているというお姿をお聞かせいただきました。この現行制度の特性を最大限に利用することで、通級指導教室へ通う児童の送迎における保護者の負担っていうものを大幅に軽減できると考えます。具体的には、もしできるのであれば、通級指導教室、決まった時間に決まった人数を送迎するという特性のものでありますので、数人を同時に送迎するといったような、ライドシェア的な考え方というものをファミサポの枠組みというところに導入することで、より効率的かつきめ細やかな送迎支援を可能にする、また限られたリソースの中で最大限の効果を発揮するという方法も少し考えていただきたいと思います。現状では、通級指導教室が自校通級、他校通級ということによりまして、**全校自校通級の整備に至るまでに、移行期の不公平な状況が続いております。特定の児童や保護者のみが送迎の負担を負っているという実態もあります。この不公平を是正するために、送迎費負担軽減策、送迎の負担軽減策として、ファミサポの活用に向けた具体的なモデルケースの策定、またその有効性を検証するためのパイロット事業の実施など、早急な取組を開始することが必要だと考えております。**

香芝市に根差してきた本当にファミサポの、今も年々年々いろんな工夫をされて、ファミサポの充実が図られている中でございますが、この貴重な資源を有効活用して、教育部、健康福祉部、子ども家庭部、さらにはデマンド交通等も所管する部局など、関係部局が緊密に連携しまして、ここで成し遂げていきたいのは、まち全体で子供の育ちを支えるという仕組みづくりですね。子供のことから子ども家庭部でいいよっていうことではないってところで、みんなが当事者意識を持って、もちろん市民の皆様も、職員の皆様も、みんなの大事な香芝市の子供たちっていうのをみんなで支えて育てていくっていう意識の醸成をお願いいたします。

今、ファミリー・サポートのことでお伝えしましたが、教育部のほうで実際現場の

先生がこのファミリー・サポートの制度を知ってるかっていうところもちょっと疑問に残ります。市として、先ほどの数人送迎っていうのはかなりハードルはあると思うんです。それでも、せめて個人利用で保護者が送迎を依頼できるっていうことがあるよっていうところ、また交通費の補助があるよっていうところをしっかりと現場でまずはお伝えいただけるように、先生方がこの市のサービスを認識していただけるようにというところで、周知のほうをお願いしたいと思います。何より子供たちの教育機会の保障、そして保護者の負担軽減は香芝市全体の喫緊の課題でございます。既存の資源を最大限に生かし、柔軟な発想、そしてリーダーシップを持って、ファミサポによる送迎支援の具体化を進めることを改めて強く提言させていただきます。

以上で、第2項目の質問を終えます。

「若者の居場所づくりとしてのスケートパーク整備について」

○眞鍋亜樹 続きまして、第3項目、若者の居場所づくりとしてのスケートパークの整備についてご質問いたします。

近年、スケートボードは競技としての注目度が高まっております。若者にとっての文化的、身体的な自己表現の手段としても広がっており、本市においても若者によるスケートボード利用は公園や駅前広場、道路などで見られますが、利用環境が整備されておらず、騒音や安全性をめぐる苦情も発生しております。現状では市内に専用のスケートパークはなく、公共空間における利用とトラブルが交差する状況でございます。

このような中で、専用パークの設置による安全確保、若者の健全育成、非行防止、スポーツ振興、居場所づくりという観点からの整備が全国的にも進められている状況でございます。他自治体における事例、また市内の候補地の可能性も踏まえまして、本市におけるスケートボード利用の現状認識、今後のスケートパーク整備に関する考え方を問うていきたいと思っております。

まず最初の質問ですが、本市ではスケートボードがどのような場所で、主にどのような年齢層の若者によって、どの程度の頻度で利用されていると把握されているのでしょうか。

○都市創造部長 公園や道路においてスケートボード利用者がいることは認識しておりますが、実態については把握していない状況でございます。

以上でございます。

○眞鍋亜樹 実態は把握していないということで、スケートボードの利用に伴う、例えば歩行者、ほかの公共空間利用者との接触事故、ヒヤリ・ハット、あるいは公共物への損害についてどのような情報が入っているのでしょうか。具体的な件数や内容があれば教えてください。

○都市創造部長 接触事故等の件数などの実態につきましても把握できてない状況でございます。

以上でございます。

○眞鍋亜樹 把握していないということですが、市への直接報告等がないのかなと思います。

別の視点で、香芝市内におけるスケートボードの利用に関する苦情などは聞いてるでしょうか。

○都市創造部長 近鉄下田駅の北側駅前広場においてスケートボードの利用に関する騒音の苦情が1件ございました。また、香芝警察署にも住民から騒音や歩行者等の接触による危険性などに関する苦情があった旨確認しております。

以上でございます。

○眞鍋亜樹 警察へもご確認いただいたということで、私もこの件について警察のほうにも直接伺いました。令和7年に入り2件、騒音などの苦情があったということで、けがはなかったと聞いています。

現在、本市では道路や公園でのスケートボードの利用に対してどのような規制方針を設けているのでしょうか。移動禁止区域の指定、また警察との連携状況などがあれば教えてください。

○都市創造部長 市内の道路や公園におけるスケートボードの利用につきましては、禁止はしておりません。そのため、他の利用者の安全が確保されており、施設を破損するおそれがないければ、道路や公園においてスケートボードを利用することは可能でございます。

警察との連携については、苦情があったときの連携はさせていただいておりますけども、具体的な連携内容というのはまだございません。

以上でございます。

○眞鍋亜樹 ありがとうございます。今、ご答弁で、公園や広場、道路におけるスケートボードの禁止の規制はしていないということでございました。

としながらも、実情としては子供たちが自由にスケートボードができる環境にはなっておりません。香芝市には専用のパークがなく、子供たちは駅前や公園、広場といった公共空間でスケートボードを行う現状があります。彼らの話を聞いていると、大人から注意を受けてしまうので、騒音や安全への配慮から、人の少ない時間帯、そして場所を工夫して利用しているということでした。自分たちなりにには努力を重ねているものの、結果として遅い時間の利用になったり、また騒音が目立つというふうな状況も生み出し、新たな問題が生じており、地域住民との摩擦、また安全性の確保が困難な状況に至っております。香芝市が公園等禁止を、スケートボードの禁止をしていないとしながらも、やはり実情としては子供たちが自由にできる環境にはなっていない、そして彼らの努力だけでは限界があるということも明らかです。実際に子供たち自身が通りかかった大人に「スケートパークあればいいね」と声をかけられたことがあったと言います。そのときに子供たちは思ったそうです。だったら、大人たちが頑張ってほしいんだと。そういう切実な願いを若者からも直接聞きました。これは若者の健全育成、また居場所づくりの観点からも、大人が助けの手を差し伸べ、行政

が具体的な解決策を講じるべき喫緊の課題でもあると考えております。

そこで、市民のニーズとスケートパークの設置に対する市の認識について確認させていただきます。

公共空間でのトラブル解決策にもつながるかと思いますが、若者のスポーツ振興や、また健全育成の場として、スケートパークの設置について市はどのように認識しているでしょうか。その必要性や効果をどのように評価していますか。

○都市創造部長 スケートボードを公園や道路、駅前広場等の公共施設で利用される方が増えると、歩行者等との接触事故や、施設や道路の路面等の損傷が懸念されます。そのため、スケートパークの設置等、スケートボードの利用環境を整備することは、そのような懸念を払拭することができる対策の一つであるというふうに認識しております。

以上でございます。

○眞鍋亜樹 環境整備が対策の一つであるというところのご認識はいただいているとのことです。

また、これまで若者から直接スケートパークの設置に関する要望等は寄せられているでしょうか。寄せられている場合、その内容や頻度についても分かれば教えてください。

○都市創造部長 スケートボードの利用者等からのスケートパーク等の整備を含めた利用環境の整備を望む旨の要望はいただいたことがございます。ただ、件数については把握しておりません。

以上でございます。

○眞鍋亜樹 今までも、件数とかは分からないけれども、そういう声は上がってきたという状況にあるかと思います。

奈良県内、近隣市町におきましてスケートパークが整備されております。香芝市の子供たちも市外に出て利用しているという声を聞きます。ただ、遠かったり、もちろん子供たちはお金も十分にあるわけでもないで、お金がかかったり、使いやすい状況というわけでもありません。奈良県内、また近隣市町においてスケートパークがどの程度整備されているか、市は把握されているでしょうか。また、他自治体の事例からどのような点を参考にされているでしょうか。

○都市創造部長 奈良県内にスケートパークは5か所ございます。近隣では三郷町にて大学の跡地を利用し、BMXパークと併設してスケートパークが設置されていることは認識しております。そのほか、奈良市や天理市、田原本町には2か所設置されていることを把握しております。この部分について、やはり騒音等のないような場所でやられるという認識がございます。

以上です。

○眞鍋亜樹 調査してくださってるというところで、ありがとうございます。

私も田原本町のほうを視察させていただき、設置当初からの今の状況についてもお話を伺ってまいりました。やはり運用後も様々な課題は生じてくるというところで、対応がなさ

れているとのことでした。そのあたりも、ぜひ地域の特性も踏まえて、引き続き研究調査をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

次に、また違う視点から、スケートパークを単なるスポーツ施設としてではなくて、若者の健全育成、また居場所づくりという観点からも市の見解をお聞きしたいと思います。

教育部のほうにお尋ねいたします。

若者の健全育成の観点から、スケートボードのスポーツ的価値をどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

○教育部長 スポーツ的価値でございますが、スケートボードにつきましては、令和3年(2021年)に開催された東京2020オリンピック競技大会で正式種目となって、関心も高まっており、アーバンスポーツの一つとして、若年層を中心に競技人口も増加している状況でございます。また、スポーツとしての枠組みにとどまらず、新しい若者文化の振興にもつながるものであると捉えております。

以上です。

○眞鍋亜樹 すごい、今の答弁から、多様な価値をこのスケートボードに見いだしてくださっているということが伝わりました。

また、若者にとっての居場所づくりに関しては、社会参画、また孤立防止の観点からも重要であるとされています。これについて市はどのような見解を持っているのでしょうか。スケートボードパークというところが若者たちの居場所となり得るとお考えでしょうか。

○教育部長 若者の居場所づくりにつきましては、青少年健全育成の観点から、若者だけでなく、様々な世代が集まることができる場所があることが必要だと考えております。そして、若者が安心して同世代または様々な世代の交流する場所をつくることで、青少年健全育成だけではなく、生涯学習や文化振興にもよい影響があるものと認識しております。今後、整備していく複合施設や公園等についても、そのような居場所づくりに資する場所にできればというふうに考えております。

以上です。

○眞鍋亜樹 ありがとうございます。今のご答弁の中、青少年健全育成だけではなく、多世代でということが強調されたかなと思いますが、今回ここを取り上げましたのは、まさしく若者の居場所づくり、若者の健全育成という視点からお尋ねしたところもございます。

今回、スケートパークの設置という入り口からではございますけれども、若者の健全育成について香芝市は本当に計画が薄いなとすごい感じております。この第5次総合計画ももう本当に1項目ぐらい、イベントやっていきます、単発でのイベントへの取組、本当に計画としては薄いですし、この香芝市こども計画、今回から、15歳までの子供たちだけではなくて、若者支援というところも盛り込まれてきたのがこのこども計画です。でも、本当に早急につくっていただいたと思うんですけど、若者支援っていうところが、こちらもう1項目ですか、何かもう本当に計画として若者の健全育成っていうところの観点がすっぽ抜けてるなってすごい思うんですけども。やはり、そこで今若者たちの力っていうところにスポ

ットを当てていってほしいなと思うんです。アクションがすごい少ないんです。若者たちに期待しながら、またシビックプライドを育てると言いながら、若者たちに向けた施策が非常に少ないのがこの香芝市であると思います。その一つとして、ユースへのユース交流センターでありますとか、他市で今盛んになってきております若者センター、ユース交流センターっていうところを拠点とした若者支援というところもご提案していきたいと思います。その一つとして今回のスケートパークも、もちろんハード面の設置というところも目的でございますけれども、スケートパークを視点に若者たちの居場所づくりというところにもスポットを当てていただきたいと思っております。

このスケートパークの先行事例におきましては、ちょっと最近有名になった尼崎市のスケートパークがございます。尼崎市におきましては、若者センター、ユース交流センターを拠点とした若者支援をもとに行っていて、若者を単なる支援の対象者としてではなく、まちや社会のつくり手として捉えるという土壌がございました。実際にそういうユース交流センターで日常的な交流や意見の抽出などがあり、活動拠点があるというところで、若者自身がプログラムの企画、イベント実施、このスケートパークの設置に至っても、子供たちが資金調達のためにクラウドファンディングなどもしながら、最終的に若者たちが自ら運営を行う、担うということで注目も浴びた施設です。そういうところもぜひ参考にさせていただいて、香芝市の土地柄、土地の特徴、文化伝統に合った取組としてひとつお考えいただきたいなと、ここでお願いしておきます。

というところで、4番に参ります。

スケートパークの整備に対する市の見解について、続きましてお聞きさせていただきたいと思います。

スケートボードパークの整備についてどのようなお考えがあるでしょうか。香芝市においてスケートパークを整備することについて前向きな検討の姿勢等はあるでしょうか。

○都市創造部長 前向きな部分でございますと、今スポーツ公園を整備させていただけるんですけども、そこにつきましてスポーツクライミングの施設を今後つくっていく予定でございます。その部分にクライミング施設と合わせて、アーバンスポーツとして一体的にスケートパークを整備することも検討することは可能であるというふうに考えております。

以上です。

○眞鍋亜樹 ありがとうございます。今、検討することは可能というところで、香芝市スポーツ公園、令和13年国体、国民スポーツ大会においてスポーツクライミングの競技場が整備されるということもあり、スケートボードもアーバンスポーツの一つとしてお捉えいただいているということで、うれしく思います。

また、もちろんスポーツ公園っていうところもご検討いただきながら、子供たちの身近な場所として高架下等、全国的には河川敷や遊水地の利用等が相性がいいというところで、最近の事例では川西町、大和川保全遊水地のスピードスケート競技場もちょっと注目をされ

ました。香芝市において、そういう場所、身近な場所で見つけることは可能でしょうか。例えば道路の高架下など検討の余地はあるでしょうか。

○都市創造部長 他市町村で整備事例のある高架下への整備を考えますと、県道中和幹線の高架下がございます。実際に整備しようとする、面積の確保や住宅地との距離が近いということがございますので、現状難しいことと考えております。

以上でございます。

○眞鍋亜樹 中和幹線の高架下というところが現状は難しいというご判断であるかと思います。先ほどご答弁にありましたスポーツ公園内にては可能であろうというところで、検討はしてくださるというご答弁だったので、ぜひともそちらも進めていただきながら、子供たちが身近に遊べる場所としてのスケートパークというところで、高架下、また河川敷等も、なかなか香芝市内で見つけるのは難しいんでありますけれども、今後、未利用地等々、そういうところも少し頭の隅っこに置いていただいて、可能性というものがありましたらご検討いただけますようお願いしたいと思います。

香芝市におきましても、若者たちが生き生きと自分の活力を持って健全育成されていく場を整えまして、若者たちというものは、もうこの香芝市を背負っていく人たち、担い手でございますので、どうか皆さん大事にみんなで育てていきましょうっていうお気持ちで引き続きよろしく願いいたします。

これにて質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。